

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【公表番号】特表2013-542761(P2013-542761A)

【公表日】平成25年11月28日(2013.11.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-064

【出願番号】特願2013-531901(P2013-531901)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/24

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月18日(2014.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 端を有する複数の湾曲と；

b) 内部領域を形成するために湾曲の各々の端を相互接続する複数の点と；

c) 点の各々から上向きに延びる複数のポストと

を備えた大動脈弁用の弁輪内装着フレームであって、

点、湾曲の端、およびポストが、弁輪内装着フレームの内部領域から外側に広がる縁領域を画定し、かつ弁輪内装着フレームが、長軸および短軸を有する橜円形の形状を有し、

短軸に対する長軸の比は約1.2～1.8である、弁輪内装着フレーム。

【請求項2】

弁輪内装着フレームが3つの湾曲と、3つの点と、3つのポストを備える、請求項1に記載の弁輪内装着フレーム。

【請求項3】

弁輪内装着フレームが2つの湾曲と、2つの点と、2つのポストを備える、請求項1に記載の弁輪内装着フレーム。

【請求項4】

縁部領域が、弁輪内装着フレームの垂直面から測定して約5度～約15度の角度で弁輪内装着フレームの内部領域から外側に広がる、請求項1に記載の弁輪内装着フレーム。

【請求項5】

縁部領域が、弁輪内装着フレームの垂直面から測定して約10度の角度で弁輪内装着フレームの内部領域から外側に広がる、請求項4に記載の弁輪内装着フレーム。

【請求項6】

橜円の短軸に対する橜円の長軸の比は約1.5である、請求項5に記載の弁輪内装着フレーム。

【請求項7】

橜円の長軸の長さは約10ミリメートルから約35ミリメートルの間である、請求項1に記載の弁輪内装着フレーム。

【請求項8】

橜円の短軸の長さは約8ミリメートルから約25ミリメートルの間である、請求項1に記載の弁輪内装着フレーム。

【請求項 9】

弁輪内装着フレームがプラスチック、高分子、金属、熱可塑性樹脂、樹脂、またはそれらの組み合わせを含む、請求項 1 に記載の弁輪内装着フレーム。

【請求項 10】

弁輪内装着フレームが金属を含む、請求項 9 に記載の弁輪内装着フレーム。

【請求項 11】

弁輪内装着フレームが金属線を含む、請求項 10 に記載の弁輪内装着フレーム。

【請求項 12】

弁輪内装着フレームがコーティングまたは被覆される、請求項 1 に記載の弁輪内装着フレーム。

【請求項 13】

弁輪内装着フレームが高分子タイプの纖維布でコーティングまたは被覆される、請求項 12 に記載の弁輪内装着フレーム。